

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年4月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300466号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400003号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成12年7月1日から平成15年1月1日までの期間及び平成16年1月1日から平成17年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年7月から同年12月までの標準報酬月額については20万円から30万円、平成13年1月から平成14年12月までの標準報酬月額については20万円から36万円、平成16年1月から同年12月までの標準報酬月額については20万円から26万円とする。

平成12年7月から平成14年12月までの期間及び平成16年1月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年7月から平成14年12月までの期間及び平成16年1月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成13年10月1日から平成14年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年10月から平成14年3月までの期間の標準報酬月額については、41万円とする。

平成13年10月から平成14年3月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年11月1日から平成17年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成11年11月以降の標準報酬月額が、実際にもらっていた給料より低く記録されている。一部期間の給与明細書等の資料が見つかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成12年7月1日から平成15年1月1日までの期間について、請求者から提出された平成12年分及び平成13年分の給与明細書並びに平成13年分及び平成14年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

また、請求期間のうち、平成16年1月1日から平成17年1月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る預金通帳において確認できる振込額、平成16年分の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成12年7月1日から平成15年1月1日までの期間及び平成16年1月1日から平成17年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収票等により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成12年7月から同年12月までは30万円、平成13年1月から平成14年12月までは36万円、平成16年1月から同年12月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年7月から平成14年12月までの期間及び平成16年1月から同年12月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成12年7月1日から平成15年1月1日までの期間及び平成16年1月1日から平成17年1月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年4月1日までの期間について、給与明細書により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求者の平成13年10月1日から平成14年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成13年10月から平

成 14 年 3 月までは 41 万円とすることが必要である。

なお、平成 13 年 10 月から平成 14 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 11 年 11 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額である。

さらに、請求期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日までの期間及び平成 17 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る預金通帳において確認できる振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、当該振込額から厚生年金保険料控除額を推認することができない上、平成 17 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録に基づき算出した社会保険料控除額を大きく下回っている。

加えて、A 社の事業主は、自身は社会保険の手続きに関与しておらず、全て委託先に任せており、当時の資料は残っていない旨陳述している。

このほか、請求者の平成 11 年 11 月 1 日から平成 12 年 7 月 1 日までの期間及び平成 15 年 1 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日までの期間並びに平成 17 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成 11 年 11 月 1 日から平成 12 年 7 月 1 日までの期間及び平成 15 年 1 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日までの期間並びに平成 17 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。